

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第一編 連合国の対日労働政策

第一章 労働政策又は労働組合に関するGHQ関係官の意見

第二節 紛争処理機関設置の勧奨

- (一)一九四八年二月一日記者会見における労働課労働教育班長デヴェラル氏談話(略)
(二)一九四八年七月一六日労働教育審議会(大阪軍政部・大阪府共催)における労働課長フォーヴァー氏講演要旨

紛争処理機関については、まだ労資双方ともに十分理解していないようである。これは紛争処理機関たるものが日本では新しいものであることにもよるが、加うるに、ある組合指導者が誤り伝えている点にもよる。

第一に紛争処理機関は経営者を利し、労働者を圧迫するというが、米英での経験では双方とも利益を感じているもので、初めは組合側からその設置を要請したものである。

第二に罷業権を破壊するというが、決して罷業権の放棄ではない。紛争処理機関を設けている米国でも現在なおストがあることを見ればわかるだろう。

第三に仲裁を断行するというが、労資間の大問題は、団体交渉、労働委員会、争議官などで解決されるが紛争処理機関は小さな紛争についてこれを直接交渉で解決するもので、普通の問題は一〇中九までこれによって解決を図り、解決出来ぬわずかな問題を労委などの仲裁機関に委ねるべきものである。

ストは労働者の最大の武器で、これを小紛争に用いるのはネズミに対して大砲をブツ放すようなものである。大小の区別は賃金、手当、労働時間、労働条件など全ての組合員に関係する問題であって、小紛争は一人或いは数人のグループのみに関する問題である。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始